日倉(総)第0173号

 令和元年9月19日

　各地区倉庫協会長　様

 　　 　　　一般社団法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 理事長　富　取　善　彦

10月の「年次有給休暇取得促進期間」について

このたび、掲題の件について厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長より別紙の通り通知がありました。

厚生労働省の調べによると、年次有給休暇の取得率は平成29年に51.1%と、平成12年以降18年ぶりに5割を超えたとのことですが、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があるようです。

年次有給休暇取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日閣議決定)において「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進させることとされています。

このため同省では、次年度の年次有給休暇の計画的付与について、労使で話し合いを始める前の時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、労使に対する働きかけや、ポスター及びリーフレットを活用した周知・広報等を行っていくこととしております。

つきましては、同省が作成しました当該リーフレット(下記URLをご参照ください)を配布、または広報誌への掲載等により貴協会会員事業者に対し、ご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

・10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/dl/yukyu_poster24-00.pdf>

以　上